

◎新潟県告示第787号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所
新潟市大形地区漁業協同組合
新潟市東区津島屋3丁目48番地

2 漁業権の免許番号
内共第8号

3 変更の内容
（釣堀的漁場）

第13条（3）期間の「平成31年1月1日から平成31年12月31日まで」を「2020年1月1日から2020年12月31日まで」に改める。

4 変更後の遊漁規則の施行日
令和2年1月1日